

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 16 日

茨城県知事 大井川和彦

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課 防災 ICT 推進担当リーダー 大関

電話：029-301-2880

2 入札対象工事

- (1) 工事名 令和 7 年度茨城県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備更新工事
(以下「本工事」という。)
- (2) 工事場所 茨城県水戸市笠原町 978-6 ほか県内全域
- (3) 工事概要 衛星通信設備一式（一斉指令設備、受令端末、ネットワーク設備、交換機、無停電電源装置等を含む）ほか
- (4) 工 期 約 9 月間（約 280 日間）
- (5) 本工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。
- (6) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 473 号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿において、電気通信工事の入札参加資格を有する者であること。

- (4) 衛星回線及びインターネットプロトコルによる光回線による通信のネットワークに係る新設又は更新の工事（ネットワーク全体を施工したものに限る。）について、平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
- (7) 電気通信主任技術者、電気通信工事施工管理技士、技術士（電気電子・総合技術監理）など電気通信工事に関する資格のいずれかを有する等、電気通信工事について、建設業法第 26 条に規定する者であること。
- (イ) 監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- (ウ) (4)の工事のうち、平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の期間に竣工した工事を、元請の主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者であること。
- (エ) 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。
- (オ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）でないこと。
- (カ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- (キ) 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- (ク) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に 1 名を選択するものとする。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (7) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない

こと。

(8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(9) 電気通信工事について、特定建設業の許可を受けていること。

(10) 電気通信工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

(11) 建設業法施行令第27条第2号により複数工事の技術者を兼務する場合には下記のすべてを満たす者であること。

(ア) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が茨城県内であること

(イ) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと

(ウ) 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと

(エ) 本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと

4 設計業務等の受託者等

(1) 3(8)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

中日本建設コンサルタント株式会社

(2) 3(8)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

(ア) 中日本建設コンサルタント株式会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が中日本建設コンサルタント株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

5 資料の提出、入札及び届出の方法

この工事は、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行う工事である。

電子入札システム URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

なお、電子入札システムによりがたいものは、担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、1の担当部局に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

6 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

(ア) 期間 令和7年4月16日（水）から令和7年5月23日（金）まで

(イ) URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 公共事業情報センター

(ア) 期間 令和7年4月16日(水)から令和7年5月23日(金)まで
(土曜日及び日曜日を除く。)の9時(水曜日にあっては、10時)から
16時まで(正午から13時までを除く。)

(イ) 場所 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁舎行政棟1階

※ 1の担当部局における閲覧、交付は実施しない。

7 競争参加資格の確認等

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を次により提出しなければならない。

(1) 申請書及び資料の受付日時

(ア) 電子入札システム

- ・令和7年4月16日から令和7年5月16日まで(休日を除く。)
- いずれも9時00分から17時00分まで

(イ) 郵送

- ・受領期限は、令和7年5月16日(金)17時00分まで必着
- ・申請書及び資料の一部又は全部について、郵送する場合の手続きについては、入札説明書による。

(2) 提出先

1の担当部局に同じ。

(3) 申請書及び資料の詳細については、入札説明書による。

8 入札手続等

(1) 入札書の受付日時

(ア) 電子入札システム

- ・令和7年5月22日(木)まで(休日を除く。)
- いずれも9時00分から17時00分まで

(イ) 郵送又は電子メール

- ・受領期限は、令和7年5月22日(木)17時00分まで必着
- ・入札書を郵送又は電子メールにて送付する場合の手続きについては、入札説明書による。

(ウ) 提出先

1の担当部局に同じ。

(2) 競争入札執行(開札)の日時及び場所

(7) 日時 令和 7 年 5 月 23 日（金）10 時 00 分

(4) 場所 電子入札のため、入札参加者の立会いは行わない。なお、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

(3) 予定価格

2,519,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 入札保証金

免除

(5) 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

郵便又は電子メールにより入札に参加する者は、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を（別に定める方法で）送付するものとする。

工事費内訳書の様式は、金抜き設計書を用いるものとする。

提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(6) 契約保証金

納付。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(7) 最低制限価格

設定しない。

(8) 調査基準価格

設定する。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(10) 入札の執行の中断、延期、取り止め等

やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。

(11) 落札者の決定方法

(7) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落

札者とする。

- (イ) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(ア)によらずその者を落札者とししない。

(12) 入札結果

入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより通知する。

(13) 契約書の要否

要

9 議会の議決

本公告に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項に規定する議会の議決を要する。なお、この場合においては、落札者となったものは本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき、若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

10 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 3 (2)、(3)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も上記 5 により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。（(1)の提出期限日までの消印有効）

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県土木部監理課 建設業担当

電話 029-301-4334

11 建設資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

12 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1の担当部局に同じ

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 当該工事に関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無